

茨城県高等学校教育研究会英語部規約

- 第1条 本部会は茨城県高等学校教育研究会英語部と称する。
- 第2条 本部会は茨城県高等学校教育研究会英語部会員を以て組織する。
- 第3条 本部会は茨城県高等学校英語教育の振興を図り、併せて会員相互の研究機関たることを目的とする。
- 第4条 本部会は第3条の目的を達成するための次の事業を行う。
1. 講演会、研究会等の開催
 2. 研究事業及び協議会等の開催
 3. 各種専門委員会（作問委員会、部活動委員会、指導法研究委員会）の設置
 4. その他研究に必要な事業
- 第5条 本部会は次の役員を置く。
- | | | |
|-----|-----|----------------------|
| 部長 | 1名 | 評議員で推薦し、総会の承認を得る。 |
| 副部長 | 2名 | 評議員の中から互選し、総会の承認を得る。 |
| 評議員 | 若干名 | 総会で地区毎に選出する。 |
| 幹事 | 若干名 | 部長がこれを委嘱する。 |
| 監事 | 2名 | 部長がこれを委嘱する。 |
- 第6条 役員の仕事は次の通りとする。
- 部長は本部会を代表し、会務を統括する。
- 副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はこれを代理する。
- 評議員は諸事項を審議する。
- 幹事は本部会の事務を処理する。
- 監事は本部会の会計監査を行う。
- 第7条 役員の仕事は2年とする。但し、重任を妨げず、原則として4期以内とする。（委員会もこれに準ずる）
- 第8条 本部会は毎年一回総会を開催し、決算予算等の議決並びに諸報告を行う。
- 必要に応じて臨時総会を開催する。
- 第9条 本部会の議決は出席会員過半数の賛成によって決定する。
- 第10条 本部会の事務局は原則として部長の勤務校におく。
- 第11条 本部会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第12条 本部会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第13条 茨城県高等学校教育研究会理事は役員より選出し、総会の承認を得る。
- 第14条 茨城県高等学校教育研究会の代議員は役員より地区毎に選出し、総会の承認を得る。
- 第15条 本規約の改廃は評議員の議決を経て、総会の承認を得ることを要する。
- 第16条 本部に顧問若干名を役員会の推薦によりおくことが出来る。
- 顧問は本部の諮問に応ずる。
- 付 則 本規約は昭和48年6月4日よりこれを実施する。
- 平成元年6月8日一部改正
- 平成7年6月13日一部改正
- 平成9年2月6日一部改正